公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８８号
神戸市西区学園西町７丁目３番地　アミティ学園西町703―504号
債務者　岡田　俊治
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
兵庫県明石市魚住町中尾548番地の12
債務者　森　砂也佳
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
兵庫県明石市小久保３丁目13番地の１　三幸荘６号室、前住所神戸市西区上新地１丁目13番地の16　コーポすみれＢ－１号
債務者　佐久間恵美（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
兵庫県明石市大久保町大久保町810番地の20
債務者　指平ゆかり
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目189番地の３ヨーロピアン27番館104号
債務者　廣野　将慎
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
兵庫県明石市大久保町西島114番地　ベガハイムⅡ101号
債務者　平尾　秀人
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目738番地の３市住503号
債務者　脇田　　真
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１２８号
兵庫県明石市魚住町清水1261番地の１　県営明石清水第２高層住宅１棟311号
債務者　上原アンディこと　ＵＥＨＡＲＡ　ＨＵＡＰＡＹＡ　ＡＮＤＹ　ＷＩＬＬＩＡＭ
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
兵庫県明石市硯町１丁目２番20号
債務者　飯迫　貴行
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
大分県豊後大野市大野町田中2928番地１
債務者　秦　　大助
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２９年（フ）第３０３号
千葉県松戸市松飛台172番地の１　フレグランス松飛台105号
債務者　新井　高之
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４０８号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目19番17号（２Ｆ）
債務者　境屋　清香
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３１０号
神奈川県秦野市下大槻410番地１―20―102、前住所神奈川県秦野市南矢名379番地の17
債務者　奥井　政仁
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３１６号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋218番地の１　202号
債務者　石井　一彦
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３１７号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋218番地の１　202号
債務者　石井　康子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３２７号
神奈川県厚木市愛名940番地28　愛名コーポ103
債務者　井川　和行
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部